

## 【宗派の共済制度】

### 第1種共済

名称	対象	給付額	備考
住職慰労金	住職	50万円	30年以上住職の職にあった方が、退職又は死亡されたときに給付されます。
慰問金	住職	3万円	現に住職・坊守であって、身体障害者となった方及び病気のため入院2ヵ月以上又は自宅医療6ヵ月以上要する方で、業者に著しい支障のある方に給付されます。(身体障害者手帳の写し又は医師の診断書が必要です)
	坊守	2万円	
弔慰金	住職	8万円	左記の方が死亡されたとき、その寺院・教会に給付されます。
	前住職 本務代務者 坊守	5万円	
	前坊守	3万円	
住職年金	住職	5万円	50年以上住職を在任された方に、申請のあった年から終身年1回給付されます。

### 第2種共済

種別	加入	対象建物	備考
基礎加入	共済賦課金の 拠出による	本堂 庫裡	寺院の本堂または庫裡が火災・風水害その他の災害により、被害を受けたときに最高で本堂1,400万円、庫裡600万円の合計2,000万円の共済金が給付されます。保障期間1年間。(共済賦課金を納付されていない場合は給付されません)
任意加入	最高10口迄 (1口1万円)	本堂 庫裡 書院 客殿 その他	1口につき最高1,000万円、10口で最高1億円が給付されます。保障期間1年間。(災害発生から3ヵ月以内に申請のこと)

### 本堂落慶（新築に限る）に係る祝儀

名称	対象	給付額	備考
祝辞及び 落慶祝儀	本堂落慶 (新築に限る)	20万円	本堂落慶法要執行届・由来書(由緒・沿革書)を法要執行日の3ヵ月前までに教務所に提出してください。

## 【教区の共済制度】

名称	対象	給付額	備考
災害見舞金	本堂・庫裡	最高 30万円	本堂・庫裡が火災、風水害、その他の災害により被害を受けた程度に応じて給付
	本堂	最高 30万円	
	庫裡	最高 10万円	
弔慰金 ※1	※備考欄参照	2万円	住職・本務代務者・前住職・坊守・前坊守の死亡(ただし、坊守及び前坊守は、宗務所の坊守籍簿に登録されている者に限る)
		1万円	現職の教区門徒会員・正副組門徒会長・正副組婦人会長の死亡
		1万円	任期中であって届出済の総代・責任役員員の死亡
祝金	住職の結婚	2万円	
	本堂落慶 (新築に限る)	5万円	

※1 資格が競合する場合は、給付額の大なる額による